

事務連絡
令和2年4月13日

公益社団法人 日本精神科病院協会 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を受けた出勤者7割削減を実現するための在宅勤務等の推進について

令和2年4月7日付で、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づき緊急事態宣言が発出されたことを受けて、宣言の区域内では、既に多くの企業が在宅勤務などを実施していただいております。

しかし、この緊急事態を1ヶ月で終えるためには、最低7割、極力8割の、人と人との接触削減を何としても実現しなければなりません。そのためには、もう一段の、国民の皆様のご協力をいただくことが不可欠です。

こうした考えの下、政府方針に則り、厚生労働省から各業界に対し、「三つの密」を避けるための取組みなど十分な感染防止策を講じつつ、業務を継続することを優先した上で、

- ① オフィスでの仕事は、原則として、自宅で行えるようにすること
- ② やむを得ず出勤が必要な場合も、出勤者を最低7割は減らすこと
- ③ やむを得ず出勤する者も時差出勤や社内での人の距離を十分にとること
- ④ 取引先などの関係者に対しても、出勤者の数を減らすなどの上記の取組を説明し、理解・協力を求める

等の協力を求めていくこととしております。

貴団体及び傘下事業者等の皆様におかれましては、今般の新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、多くの追加的業務が発生していることと存じますが、政府から各業界に対する協力要請についてご承知おきいただくとともに、事業運営への支障が生じない範囲内でご協力いただきますよう、お願いいたします。

【参考】

- ◎ 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年4月11日変更）

<https://corona.go.jp/>

- ◎ 新型コロナウイルスに関するQ & A（企業の方向け）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html